津第二地方合同庁舎の直流電源装置（蓄電池更新）の工事仕様書

１．工事件名

津第二地方合同庁舎の直流電源装置（蓄電池更新）の工事

２．概　　要

　定期点検により、蓄電池と整流器部品の経年劣化による破損や発煙の恐れ、停電発生時の電源バックアップの脆弱性を指摘されており、操作制御用と非常照明用の二つの直流電源装置の工事を合わせて行い、電源の安定性確保及び予防保全を図る。

直流電源装置は整流器（充電器）と蓄電池で構成されており、整流器更新の工事については別調達とするため、本工事は蓄電池更新を行う。

３．場　　所

津市島崎町３２７－２　津第二地方合同庁舎

４．工　　期

契約締結日から令和６年12月31日

５．既存装置の全体像

　既存の直流電源装置は鉄製キュービクル１面に整流器(充電器)と蓄電池が内蔵されており、平常時、受変電設備へ直流電源を供給し、停電時は蓄電池に貯めた電気を受変電設備及び非常照明へ一定時間、直流電源を供給している。

６．作業内容

　以下の作業を行うとともに、作業に際しては、別添「蓄電池設備点検報告書」を参照すること。

（１）蓄電池取替（蓄電池の購入を含む。）

操作制御用と非常照明用の二つの直流電源装置を構成する蓄電池（２組）の取替（蓄電池の購入を含む。）を行う。蓄電池の型式は以下のとおり。

・操作制御用

制御弁式据置鉛蓄電池１組

形式：HSE-30-12×9個（54セル）

仕様：DC108V　30Ah/10HR

・非常照明用

制御弁式据置鉛蓄電池１組

形式：HSE-100-6×18個（54セル）

仕様：DC108V　100Ah/10HR

（２）既設機器の搬出及び運搬

既設の蓄電池を撤去する。

（３）同調確認

　　別調達で更新する整流器との同調を確認し、直流電源装置の適正な稼働状

　態を確認できたことを本工事の完成とする。

　　なお、操作制御用と非常照明用の二つの直流電源装置を構成する整流器の

形式は以下のとおり。

・DP2100T-010SMRS

・DP2100T-010RS

７．労働局担当者

　〒５１４－８５２４

三重県津市島崎町３２７－２　津第二地方合同庁舎３階

三重労働局総務部総務課会計第二係　髙原

電話番号０５９－２２６－２１０５

８．その他

* 1. 工事の施工に伴う災害及び公害の発生防止については、付近の環境を十分に把握し、適切に処理すること。
	2. 工事の施工にあたり、事故防止に努めること。
	3. 事故や情報の漏洩等、その他問題が発生した場合には、適切な措置を講じるとともに、速やかに労働局担当者に報告を行うこと。
	4. 工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が速やかに行い、費用は全て受注者の負担とする。
	5. 別調達で更新する整流器との同調が確認できない等、直流電源装置の適正な稼働状態が確認できない場合は、受注者の責任で解消させること。なお、その際に発生する追加の経費は認められない。
	6. 工事業務の全部を第三者に委託することはできない。なお、工事業務の一部を第三者に委託する場合には、発注者の承認を得ること。
	7. 工事の詳細（施工日、工程等）については、労働局担当職員と協議し、その指示に従うこと。